

平成30年度 第8回板倉区地域協議会 次第

日 時：平成31年2月5日(火)
午後6時から
場 所：板倉コミュニティプラザ
3階 市民活動室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報 告

(1) 諮問除外事項について

- ・上越市板倉保養センター条例の一部改正について（資料1）

(2) 板倉区の小学校の統合について

5 協 議

(1) 平成31年度地域活動支援事業について（資料2-1～3）

(2) 平成30年度地域活動支援事業報告会について（資料3）

(3) その他

6 そ の 他

- ・「ふしんの里記念館」と「板倉保養センター」の営業時間変更について（資料4）

7 閉 会

- ・次回（予定） 3月25日（月）午後6時～ 第9回板倉区地域協議会
板倉コミュニティプラザ 201、202会議室

上越市板倉保養センター条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年10月からの消費税率の引上げを受け、板倉保養センターの利用料金の上限額を改定するとともに、浴室の利用料金及び年齢区分の見直しを行うもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。

区分				単位	現 行	改定後		
ゑしんの里 やすらぎ荘	浴室		小学生		1 人	310 円	350 円	
			中学生以上			520 円	650 円	
	和室	宿泊利用	8 畳	小学生		1 人	4,200 円	4,280 円
				中学生以上			5,560 円	5,670 円
		日帰り利用	8 畳		1 室 4 時間 まで	2,370 円	2,420 円	
			15 畳			4,320 円	4,400 円	
やすらぎゲートボール場				1 面 1 時間 につき	520 円	530 円		

・浴室利用の無料区分について、現行の未就学児から、3歳未満に改める。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成31年10月1日

4 その他

施設の利用料金は、2(1)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額となります。

平成31年度地域活動支援事業採択方針等（案）について

資料2-1

～板倉区地域活動支援事業採択方針等新旧対照表～

平成30年度	平成31年度（案）
<p>1. 板倉区の採択方針</p> <p>《優先して採択すべき事業》 板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。</p> <p>①板倉区の魅力を発信する事業 キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業 (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業 ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業</p> <p>②板倉区の歴史・文化を伝承する事業 板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業 (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業 ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業</p> <p>③板倉区の新たな価値を創り出す事業 板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業 (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業 ・区内にある貴重な資源（自然・物）を活かし、体験やイベントを行う事業 ・観光振興のため研究会を開催する事業</p>	<p>1. 板倉区の採択方針</p> <p>《優先して採択すべき事業》 板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。</p> <p>①板倉区の魅力を発信する事業 キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業 (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業 ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業</p> <p>②板倉区の歴史・文化を伝承する事業 板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業 (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業 ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業</p> <p>③板倉区の新たな価値を創り出す事業 板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業 (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業 ・区内にある貴重な資源（自然・物）を活かし、体験やイベントを行う事業 ・観光振興のため研究会を開催する事業</p>

平成30年度	平成31年度(案)
<p>④地域や世代をつなぐ事業 複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業 (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業 ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業 <u>・中学生が地域やイベントで楽器を演奏し、地域と交流する事業</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>《その他の事業》 優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。</p> <p>《補助対象としない事業》 ・防犯灯のLED整備事業 ・申請団体のみでの交流促進に留まる事業</p> <p>《補助対象としない経費》 <u>イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>④地域や世代をつなぐ事業 複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業 (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業 ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業 <u>(削除)</u></p> <p>⑤地域課題を解消する事業 <u>地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業</u> <u>(例)・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業</u></p> <p>《その他の事業》 優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。</p> <p>《補助対象としない事業》 ・防犯灯のLED整備事業 ・申請団体のみでの交流促進に留まる事業</p> <p>《補助対象としない経費》 <u>イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。</u> <u>ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。</u></p>

平成30年度

2. 審査項目

項目	内容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。(全28地域自治区(全市)で共通)	5点満点で採点

《イ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5点

平成31年度(案)

2. 審査項目

項目	内容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。(全28地域自治区(全市)で共通)	5点満点で採点

《イ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5点

平成30年度

④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5点
合 計		25点

《配点の目安》

- 5点…優れている
- 4点…やや優れている
- 3点…普通
- 2点…やや劣っている
- 1点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。

平成31年度（案）

④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5点
合 計		25点

《配点の目安》

- 5点…優れている
- 4点…やや優れている
- 3点…普通
- 2点…やや劣っている
- 1点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。

平成30年度	平成31年度（案）
<p>③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。</p> <p>（※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。</p> <p>④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。</p> <p>3. 審査に関する事項</p> <p>（1）補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に対し、10/10以内とする。 <p>（2）補助金額の上限及び下限</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。 ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。 <p>（3）ヒアリング・プレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案者（団体）へヒアリングを行う。 	<p>③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。</p> <p>（※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。</p> <p>④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。</p> <p>3. 審査に関する事項</p> <p>（1）補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に対し、10/10以内とする。 <p>（2）補助金額の上限及び下限</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。 ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。 <p>（3）ヒアリング・プレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案者（団体）へヒアリングを行う。

平成30年度	平成31年度（案）
<p data-bbox="237 276 994 312">(4) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い</p> <ul data-bbox="237 336 1115 408" style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。 <p data-bbox="219 453 394 485">4. 審査方法</p> <p data-bbox="237 512 602 544">(1) 事務局による事業説明</p> <ul data-bbox="237 571 589 643" style="list-style-type: none"> ・提案事業一覧及び提案書 ・現地確認 <p data-bbox="237 707 602 738">(2) 提案者へのヒアリング</p> <ul data-bbox="237 766 528 798" style="list-style-type: none"> ・提案者へ質問・回答 <p data-bbox="237 861 486 893">(3) 採点票の記入</p> <ul data-bbox="237 920 1115 1305" style="list-style-type: none"> ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。 ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。 ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。 ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。 ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。 	<p data-bbox="1169 276 1926 312">(4) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い</p> <ul data-bbox="1169 336 2047 408" style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。 <p data-bbox="1151 453 1326 485">4. 審査方法</p> <p data-bbox="1169 512 1534 544">(1) 事務局による事業説明</p> <ul data-bbox="1169 571 1520 643" style="list-style-type: none"> ・提案事業一覧及び提案書 ・現地確認 <p data-bbox="1169 707 1534 738">(2) 提案者へのヒアリング</p> <ul data-bbox="1169 766 1451 798" style="list-style-type: none"> ・提案者へ質問・回答 <p data-bbox="1169 861 1417 893">(3) 採点票の記入</p> <ul data-bbox="1169 920 2047 1305" style="list-style-type: none"> ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。 ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。 ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。 ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。 ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

平成30年度	平成31年度（案）
<p data-bbox="237 277 770 312">(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成</p> <ul data-bbox="237 338 1104 488" style="list-style-type: none"> ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。 ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。 <p data-bbox="237 552 1003 587">(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議</p> <p data-bbox="237 612 685 647">①板倉区の採択方針との整合の審査</p> <ul data-bbox="237 651 1117 1232" style="list-style-type: none"> ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。 ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。 ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。 ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。 ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。 ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。 ・どの項目も過半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。 <p data-bbox="237 1276 658 1311">②共通審査項目の最低基準の設定</p> <ul data-bbox="237 1315 1104 1385" style="list-style-type: none"> ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。 	<p data-bbox="1169 277 1702 312">(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成</p> <ul data-bbox="1169 338 2038 488" style="list-style-type: none"> ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。 ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。 <p data-bbox="1169 552 1935 587">(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議</p> <p data-bbox="1169 612 1617 647">①板倉区の採択方針との整合の審査</p> <ul data-bbox="1169 651 2054 1232" style="list-style-type: none"> ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。 ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。 ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。 ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。 ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。 ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。 ・どの項目も過半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。 <p data-bbox="1169 1276 1590 1311">②共通審査項目の最低基準の設定</p> <ul data-bbox="1169 1315 2038 1385" style="list-style-type: none"> ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

平成30年度	平成31年度（案）
<p data-bbox="237 277 855 312">（6）採択すべき事業の選定及び助成金額の確認</p> <ul data-bbox="237 336 1120 643" style="list-style-type: none"> ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。 ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。 ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。 <p data-bbox="237 708 938 743">（7）事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ</p> <ul data-bbox="237 767 1120 914" style="list-style-type: none"> ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。 ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。 	<p data-bbox="1169 277 1787 312">（6）採択すべき事業の選定及び助成金額の確認</p> <ul data-bbox="1169 336 2051 643" style="list-style-type: none"> ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。 ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。 ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。 ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。 <p data-bbox="1169 708 1870 743">（7）事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ</p> <ul data-bbox="1169 767 2051 914" style="list-style-type: none"> ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。 ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

平成30年度	平成31年度(案)																				
<p>5. スケジュール</p> <p>① 事前相談の受付： 3/1～</p> <p>② 地域活動支援事業活動報告会の開催 (採択基準の説明含む)： 3/22</p> <p>③ 募集要項等の配布開始： 3月下旬～</p> <p>④ 提案の募集期間： 4/1～5/2</p> <p>⑤ 地域協議会での審査： 5月中旬～</p> <table border="1" data-bbox="264 651 1016 895"> <tr> <td>提案事業一覧表・提案書の写しの配付</td> <td>5月中旬</td> </tr> <tr> <td>審査手順の確認・現地確認</td> <td>5月中旬</td> </tr> <tr> <td>・提案者へのヒアリング</td> <td>5月下旬</td> </tr> <tr> <td>採点票の提出</td> <td>5月下旬</td> </tr> <tr> <td>採択すべき事業等の審査</td> <td>5月下旬</td> </tr> </table> <p>⑥ 採択すべき事業の決定・公表： 6月上旬～</p> <p>⑦ 補助金の交付決定・事業の実施： 6月中旬～</p> <p>⑧ 追加募集の実施 1次募集事業の審査終了後、改めて審議する</p> <p>_____。</p> <p><u>(追加)</u></p>	提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月中旬	審査手順の確認・現地確認	5月中旬	・提案者へのヒアリング	5月下旬	採点票の提出	5月下旬	採択すべき事業等の審査	5月下旬	<p>5. スケジュール</p> <p>① 事前相談の受付： 3/1～</p> <p>② 地域活動支援事業活動報告会の開催 (採択基準の説明含む)： 3/下旬</p> <p>③ 募集要項等の配布開始： 3/29～</p> <p>④ 提案の募集期間： 4/1～5/7</p> <p>⑤ 地域協議会での審査： 5月中旬～下旬</p> <table border="1" data-bbox="1198 651 1951 895"> <tr> <td>提案事業一覧表・提案書の写しの配付</td> <td>5月中旬</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>現地確認及び_____提案者へのヒアリング</td> <td>5月下旬</td> </tr> <tr> <td>採点票の提出</td> <td>5月下旬</td> </tr> <tr> <td>採択すべき事業等の審査</td> <td>5月下旬</td> </tr> </table> <p>⑥ 採択すべき事業の決定・公表： 6月上旬～</p> <p>⑦ 補助金の交付決定・事業の実施： 6月中旬～</p> <p>⑧ 追加募集の実施 1次募集事業の審査終了後、<u>配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。</u></p> <p>⑨ その他 <u>必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。</u></p>	提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月中旬	<u>(削除)</u>	_____	現地確認及び_____提案者へのヒアリング	5月下旬	採点票の提出	5月下旬	採択すべき事業等の審査	5月下旬
提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月中旬																				
審査手順の確認・現地確認	5月中旬																				
・提案者へのヒアリング	5月下旬																				
採点票の提出	5月下旬																				
採択すべき事業等の審査	5月下旬																				
提案事業一覧表・提案書の写しの配付	5月中旬																				
<u>(削除)</u>	_____																				
現地確認及び_____提案者へのヒアリング	5月下旬																				
採点票の提出	5月下旬																				
採択すべき事業等の審査	5月下旬																				

平成 3 1 年度板倉区地域活動支援事業採択方針等（案）

1. 板倉区の採択方針

《優先して採択すべき事業》

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例) ・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例) ・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例) ・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）を活かし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例) ・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例) ・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

《その他の事業》

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

《補助対象としない事業》

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

《補助対象としない経費》

- ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

2. 審査項目

項目	内容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点を採点する。(全 28 地域自治区 (全市) で共通)	5 点満点で採点

《イ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 	5 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 	5 点
合 計		25 点

《配点の目安》

- 5 点…優れている
- 4 点…やや優れている
- 3 点…普通
- 2 点…やや劣っている
- 1 点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。
- ③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
（※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

3. 審査に関する事項

（1）補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

（2）補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

（3）ヒアリング・プレゼンテーション

- ・提案者（団体）へヒアリングを行う。

（4）事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

4. 審査方法

（1）事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案者へ質問・回答

(3) 採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。
- ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。
- ・どの項目も過半数に達しなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

5. スケジュール

- | | |
|--|---------|
| ① 事前相談の受付： | 3/1～ |
| ② 地域活動支援事業活動報告会の開催（採択基準の説明含む）： | 3/下旬 |
| ③ 募集要項等の配布開始： | 3/29～ |
| ④ 提案の募集期間： | 4/1～5/7 |
| ⑤ 地域協議会での審査： | 5月中旬～下旬 |
| 提案事業一覧表・提案書の写しの配付 | 5月中旬 |
| 現地確認及び提案者へのヒアリング | 5月下旬 |
| 採点票の提出 | 5月下旬 |
| 採択すべき事業等の審査 | 5月下旬 |
| ⑥ 採択すべき事業の決定・公表： | 6月上旬～ |
| ⑦ 補助金の交付決定・事業の実施： | 6月中旬～ |
| ⑧ 追加募集の実施 | |
| 1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。 | |
| ⑨ その他 | |
| 必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。 | |

平成 30 年度地域活動支援事業報告会の開催（案）について

1 開催日時 平成 31 年 3 月 14 日（木） 午後 6 時 30 分～

2 開催場所 板倉コミュニティプラザ 3 階 市民ホール

3 開催内容

時間配分	次 第	役 割
	1 開会	(進行) 山崎次長
3 分	2 会長あいさつ	平井会長
60 分	3 平成 30 年度地域活動支援事業の報告 (発表 3 分、質疑応答 2 分) × 12 団体	(進行) 平井会長
10 分	4 平成 31 年度地域活動支援事業の採択 基準について説明	(事務局) 嘉鳥グループ長
2 分	5 閉会のあいさつ	小林副会長
	6 閉会	(進行) 山崎次長

(75 分)

4 対象者

- ・ 地域活動支援事業の提案団体
- ・ 板倉区内に在住の市民
- ・ 板倉区内で活動している各種団体

5 周知方法

- ・ 板倉区だより 3/1 号
- ・ 地域協議会だより 3/1 号
- ・ 各団体代表者に案内の送付
- ・ 防災行政無線

「ゑしんの里記念館」と「板倉保養センター」の営業時間変更について

指定管理者からの申請に基づき、ゑしんの里記念館と板倉保養センターの営業時間を一部変更しました。

1 ゑしんの里記念館

- 変更する期間：平成 31 年 1 月 16 日（水）～平成 31 年 2 月 28 日（木）
- 変更内容

	開館時間	備考
通常	午前 9 時～午後 5 時	見学及び施設利用の予約がある場合は、予約者に合わせた対応
変更	午前 10 時～午後 4 時	

- 変更理由
 - ・冬期間の入館者が少なく、隣接する恵信尼廟所も冬期閉館しているため。
 - ・経費の削減を図る。

2 板倉保養センター

- 変更する期間：平成 31 年 1 月 16 日（水）～平成 31 年 2 月 28 日（木）
- 変更内容

【食堂】

	営業時間			
	昼		夜 間	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日
通常	午前 11 時～午後 2 時		午後 5 時～午後 8 時	午後 5 時～午後 8 時
変更	変更なし		休止	変更なし

【日帰り入浴】

	営業時間	
	平 日	土日祝日
通常	午前 10 時～午後 8 時	午前 10 時～午後 8 時
変更	午前 10 時～午後 6 時	変更なし

- 変更理由
 - ・冬期間は雪の影響を受け、夕方以降の利用者が少ないため。
 - ・経費の削減と従業員の労働環境を改善するため。

3 周知方法

- ・館内の張り紙や施設のホームページ、1 月 15 日号の区だよりで実施済み。

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。